

〔平成21年 3月31日決定〕  
〔平成21年12月28日改定〕

## 法務省事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成21年度の1年間とする。

### 2 政策体系

基本計画に基づく政策体系を、別添1のとおりとする

### 3 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として、1年ないし3年程度の周期で事後評価の対象とする（具体的には別添2のとおり。）。

### 4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

（注）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

## 政策体系

### 基本政策

#### 政策

#### 施策

### I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応する刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 裁判員制度の啓発推進（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択

することができるようにするため、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図る。)

- (5) **法教育の推進** (法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

- 3 **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

- 4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

- 5 **矯正処遇の適正な実施** (被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)

- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進** (過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

- 6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生** (更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)

- (2) **犯罪予防活動の促進** (犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(3) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようになる。）

7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 **団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 **人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的对処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

## V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

## VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

## VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

政策体系		事後評価の対象とする施策等	
基本政策	政策	H 20年度	H 21年度
	施策【施策の目標、指標等の掲載頁】		
<b>I</b>	<b>基本法制の維持及び整備</b>		
	1 基本法制の維持及び整備   (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	○	○
	2 司法制度改革の推進   (1) 総合法律支援の充実強化   (2) 裁判員制度の啓発推進   (3) 法曹養成制度の充実   (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化   (5) 法教育の推進	○	○
	3 法務に関する調査研究   (1) 法務に関する調査研究	○	○
<b>II</b>	<b>法秩序の確立による安全・安心な社会の維持</b>		
	4 検察権の適正迅速な行使   (1) 適正迅速な検察権の行使   (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	○	○
	5 矯正処遇の適正な実施   (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備   (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施   (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	○	○
	6 更生保護活動の適切な実施   (1) 保護観察対象者等の改善更生   (2) 犯罪予防活動の助長   (3) 医療観察対象者の社会復帰	○	○
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施   (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	○	○
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定   (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定	○	○
<b>III</b>	<b>国民の権利擁護</b>		
	9 国民の財産や身分関係の保護   (1) 登記事務の適正円滑な処理   (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理   (3) 債権管理回収業の審査監督	○	○
	10 人権の擁護   (1) 人権の擁護	○	○
<b>IV</b>	<b>国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理</b>		
	11 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理   (1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	○	○
<b>V</b>	<b>出入国の公正な管理</b>		
	12 出入国の公正な管理   (1) 出入国の公正な管理	○	○
<b>VI</b>	<b>法務行政における国際化対応・国際協力</b>		
	13 法務行政における国際化対応・国際協力   (1) 法務行政の国際化への対応   (2) 法務行政における国際協力の推進	○	○
<b>VII</b>	<b>法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b>		
	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営   (1) 法務行政に対する理解の促進   (2) 施設の整備   (3) 法務行政の情報化   (4) 職員の多様性及び能力の確保	○	○

## 目 次

1	平成21年度事後評価の実施に関する計画	
	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	1
	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	6
	検察権行使を支える事務の適正な運営	9
	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	13
	保護観察対象者等の改善更生	16
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた	
	公共の安全の確保を図るための業務の実施	21
	人権の擁護	24
	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	26
	出入国の公正な管理	28
	法務行政における国際協力の推進	31
2	平成21年度成果重視事業実施計画	
	登録事務の適正円滑な処理	
	登録情報システム再構築事業	36
	地図管理業務・システムの最適化事業	38
	出入国の公正な管理	
	出入国管理業務の業務・システムの最適化	41

---

(注) 達成目標の目標値等として数値を用いる場合、過去の実績がない場合などを除き、原則として過去5年分の実績を記載している。

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	基本法制の維持及び整備	
評価対象	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-1-(1)】	
施策の基本目標	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応する刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。	
予算額	平成21年度予算額：122百万円	
評価実施時期	平成22年8月	所管部局 大臣官房秘書課，民事局， 刑事局
評価方式	総合評価方式	

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

情報化・国際化等により、社会経済情勢は大きく変化している。このような中で、我が国が自由かつ公正な経済社会を築き、世界的規模で広がる大競争時代に対応し、より大きな発展を遂げるため、国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。

とりわけ、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要である。

#### (2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、企業等の自由な経済活動が可能となるように、民法・商法等を始めとした民事基本法制を整備することが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、このような観点から、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に、経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んできたところである。その後、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を踏まえ、さらなる基本法制の整備を行うため、その期間を平成21年度末まで延長し、検討を行うこととした。

具体的内容は別紙のとおりである。

#### (3) 具体的内容

法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省（現・経済産業省）・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。平成13年4月には、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強した。現在は、約40名の民事・刑事基本法



制プロジェクトチームにより作業を進めている。  
法整備の具体的な内容は別紙のとおりである。

### **3. 評価手法等**

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

### **4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)**

○ 規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）

I－9－（1） 民事・刑事の基本法制の整備

「社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。」

### **5. 備考**

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
※ 「・」は平成21年3月31日現在で整備済みのもの、「○」は平成22年までに整備予定のもの。	
<b>【民事関係】</b>	
<p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されている。また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている。このような状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築する。また，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等により，我が国の企業の競争力の強化を図る必要がある。そこで，会社の機関の在り方，会社情報の適切な開示の在り方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p>	<p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し</li> <li>・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し</li> <li>・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し</li> <li>・会社法の整備</li> </ul> <p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間法人制度の創設（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団・財団法人制度に統合）</li> <li>・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し</li> </ul>
<p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに，保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また，民法（債権関係）の抜本的見直しに向けた検討を開始する。</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備</li> <li>・電子記録債権制度の創設</li> </ul> <p>〔商法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険法の見直し</li> </ul>
<p>国連国家免除条約を踏まえ，我が国の民事裁判権が外国等に及ぶかどうかを判断する基準を明確化するため，民事裁判権免除に係る法制を整備する。また，国際的な民商事紛争において，我が国の裁判所が管轄権を有するかどうかを判断する基準を明確化するため，国際裁判管轄に関する法制の整備に向けた検討を開始する。さらに，非訟事件並びに家事裁判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため，非訟事件手続法及び家事審判法の全面的な見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>〔民事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法制の整備</li> <li>○国際裁判管轄法制の整備</li> </ul>
<p>速やかかつ合理的な破たん処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p>	<p>〔倒産法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素・合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し</li> <li>・特別清算制度の見直し</li> </ul>
<p>司法の国民的基盤の確立のためには，</p>	<p>〔民法及びその関連法〕</p>

<p>分かりやすい司法を実現する必要がある、その前提として、司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがある。そこで、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民法典（第1編から第3編まで）の現代語化</li> <li>・ 信託法の見直し</li> <li>〔商法〕</li> <li>・ 会社法の整備</li> <li>・ 一部現代語化</li> <li>・ 保険法の見直し</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し</li> <li>・ 法の適用に関する通則法の整備</li> <li>・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律</li> </ul>

**【刑事関係】**

<p>クレジットカード等の支払用カード偽造等の事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備</li> </ul>
<p>長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっている。悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倒産犯罪等に関する罰則の整備</li> <li>○ 民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備</li> </ul>
<p>近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直しを行う。</p>	<p>〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の刑事責任の在り方を見直し</li> </ul>
<p>近年、コンピュータが社会の様々な分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大している。また、その利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な</p>	<p>〔IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイバー犯罪に対する罰則の整備</li> <li>○ コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備</li> </ul>

変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、新たな手口・態様を含むサイバー犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠である。そこで、これらのサイバー犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	司法制度改革の推進		
評価対象	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-2-(4)】		
施策の基本目標	国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手続について、その拡充・活性化を図る。		
予算額	平成21年度予算額：14百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	大臣官房司法法制部
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標			
取組内容	紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、認証紛争解決手続 <sup>*1</sup> （かいけつサポート）の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者）の数を増加させる。		
指標	民間紛争解決手続 <sup>*2</sup> の業務の認証数	目標値等	対前年度増 (平成19年度：10件) (平成20年度：16件)
参考指標1	認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況		
参考指標2	認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績 (平成19年度：68件) (平成20年度：724件)		

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・目的・必要性

裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続であり、その代表的なものとして、仲裁手続、調停手続等がある。

我が国は、国民の活動を事前に調整する「事前規制・調整型社会」から、国民が自らの責任で自由に行動をすることを基本とし、社会のルール違反を後からチェックして被害を救済する「事後チェック・救済型社会」に移行しつつあり、これに伴い、事後的なルール違反に対処するための司法の役割が増大している。また、社会の高度化、情報化、国際化等を背景に紛争解決の在り方に関する国民のニーズも多様化している。

このような状況を背景として、平成13年6月12日に、内閣に提出された司法制度改革審議会意見書では、裁判外紛争解決手続が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充・活性化を図るべきであるとの提言がされた。

この提言を受け、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、一連の司法制度改革の一環として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」という。）」が制定され、平成19年4月1日から施行された。ADR法は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者が行う調停手続、あっせん手続その他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象とした法務大臣による認証制度を創設するなどしている。同認証制度を所管する法務

省としては、同制度を適正に実施・運営し、認証紛争解決手続（かいけつサポート）が、国民に身近な紛争解決手段として定着し、裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるようその拡充、活性化を図る必要がある。

## （２）施策の実施方法

認証制度の目的の一つは、民間事業者が行う裁判外紛争解決業務のうち、法律に定められた基準・要件に適合するものを法務大臣が認証することにより、適正な業務を行う認証紛争解決事業者等に関する情報を国民に提供し、紛争の当事者が安心してその解決を図るための手続を選択できるようにすることにある。

そのため、認証申請の審査を適正に行うとともに、認証紛争解決事業者等について、その詳細な情報を公表し、利用者である国民に対して、その選択の目安を提供する。

他方で、認証の申請は、民間事業者の任意であるところ、知的財産権、労働、土地境界その他の多様な紛争分野について専門性を有する認証紛争解決事業者が存在しなければ、認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用の促進は見込めない。

そこで、様々な専門性を有する民間紛争解決手続を実施する機関・団体等からの要請がある場合には、これに積極的に応じ、法務省職員を派遣して認証制度の説明をする。

また、これらの機関・団体等のうち、認証の取得を検討している機関・団体等に対しては、その取得を促すべく、積極的に認証申請に関する相談を受けるなどして、認証申請の円滑化を図り、民間紛争解決手続の業務の認証数を増加させる。

## （３）基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するためには、国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続（かいけつサポート）を選択し、そのサービスの提供を受けることができるよう、認証紛争解決手続の業務を行う事業者の数を増加させることが必要である。そこで、「紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、同手続の業務を行う事業者の数を増加させる」ことを達成目標とした。

そして、その達成度合いについては、より多くの民間紛争解決手続の業務を認証すべく、認証の取得を検討している機関・団体等からの申請相談を積極的に受けるなどして、前年度の認証数よりも多く認証することを指標として評価することとした。

なお、認証紛争解決事業者を増やすという観点から、認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況を参考指標とした。また、認証数の増加に伴い同手続の利用促進が図られたかどうかを把握するため、認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績を参考指標とした。

## 4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）

### Ⅱ－第1－8－（1） ADRの拡充・活性化の意義

「裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。」

- 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）

### Ⅱ－第1－8－（2）－イ

「総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）」

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）

## 5. 備考

---

※1 「認証紛争解決手続」

ADR法第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。「かい  
けつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

※2 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の  
当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行  
う裁判外紛争解決手続のことをいう。

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	検察権の適正迅速な行使		
評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ-4-(2)】		
施策の基本目標	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。		
予算額	平成21年度予算額：3,007百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	刑事局
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標 1			
取組内容	適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 2			
取組内容	犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 3			
取組内容	検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。		
指標	広報活動の実施回数	目標値等	1,200回超 (過去の実績については、別添のとおり)

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・目的・必要性

最近における犯罪情勢は、殺人等の凶悪重大事件、暴力団抗争事件などの国民の平穏な日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない一方、来日外国人による薬物大量密輸事件等、犯罪の国際化も、依然深刻な問題であり、我が国の治安回復は、いまだ道半ばとなっている。

また、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪被害者の保護・支援については、今後も、種々の施策を強力に進めていくことが求められている。

上記のような情勢を背景に、検察が、「世界一安全な国」の復活（国民が安全・安心に暮らせる社会の実現）に寄与し、国民の期待にこたえていくためには、その活動が社会情勢の変化に的確に対応したものでなければならない。そこで、検察においては、社会情勢の変化を適切に把握した上で、検察運営の全般にわたる改善や、検察機能のより



一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。

## (2) 施策の実施方法

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は依然として高い水準で推移している。また、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、今後講じていくべき施策として、被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化が盛り込まれている。このような近年の社会情勢に対応していくため、以下の研修を実施する。

ア 外国人が関与する事件においては、適正な捜査の実現には正確・公正な通訳が必要不可欠であることから、全国の通訳人全体について通訳能力を高めるため、通訳人に対し研修を実施し、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させる。

イ 検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう、被害者支援員に対し研修を実施し、必要な知識及び技能等を習得させる。

また、平成21年5月21日から「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行され、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事裁判に参加する「裁判員制度」が始まった。裁判員制度の下では、検察が行う捜査・公判活動が直接国民の目に触れることになり、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に正しく伝え、その理解と協力を得ることが検察権の適正・迅速な行使にとって、これまで以上に重要になる。そこで、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を重点的に説明する広報活動を積極的に実施することとする。

## (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、検察を取り巻く状況を踏まえ、達成目標1から3を設定したもので、各達成目標と指標との関係は以下のとおりである。

ア 国際化の進展に伴い外国人を被疑者とする事件は依然として高い水準で推移しており、捜査手続における通訳の正確性・公平性をより一層確保することが求められている。そこで、達成目標1として「適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果により、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

イ 「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められている。そこで、達成目標2として「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果により、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

ウ これまで検察庁では、裁判員制度の啓発推進のための広報活動の機会をも活用しながら、検察に関する広報活動を広く実施してきた。しかし、平成21年度は5月21日から裁判員制度が施行され、特に、同制度の施行後は、裁判員制度の広報が求められる機会が減ると見込まれる。その一方で、移動教室・出前教室等において、広報相手の関心・年齢等にきめ細かく応じて、捜査・公判活動の意義や役割について、できるだけ具体的に分かりやすく説明するという内容の広報活動が、これまで以上に重要となる。そこで、達成目標3として「検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する」こととし、その実施回数が1,200回を超えることを指標として設定した。なお、ここ数年の同広報活動の実施回数（年間平均）が約1,000回であることから、これを参考に目標値を1,200回と設定した。

## 4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条
- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）

#### V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等

「法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。」

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）第3-4-⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

「国際的な犯罪に的確に対処するため、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な態勢を整備する。」

## 5. 備考

- 達成目標 1 「適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。」の過去のアンケート調査内容について

(目標値：90%超)

指 標	平成20年度
有意義とする回答の割合	95.4%
有意義とする回答数	252※
アンケート回答者数	44
参 加 人 数	49

※ 平成20年度においては、通訳人に対する研修で実施された6コマの講義等の内容について、それぞれ「5」から「1」の5段階で回答を求める方式でアンケート調査を行っており、その結果を集計する際は、「3」以上の回答を有意義として整理した。本アンケートについては44人から回答を得て、全6コマに対する回答数の合計が264、うち有意義とする回答数が252となり、有意義とする回答の割合が95.4%であった。

- 達成目標 2 「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。」の過去のアンケート調査内容について

(目標値：90%超)

指 標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
有意義とする回答の割合	96.6%	97.1%	94.4%	91.4%	94.3%
有意義とする回答数	56	68	67	64	66
アンケート回答者数	58	70	71	70	70
参 加 人 数	58	70	71	71	70

- 達成目標 3 「検察活動の意義・役割を説明する広報活動を積極的に実施する。」の過去の広報活動の実施回数について

(目標値：1,200回超)

指 標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
広報活動の実施回数	438回	667回	717回	828回	1,087回

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	矯正処遇の適正な実施		
評価対象	矯正施設 <sup>*1</sup> の適正な保安警備及び処遇体制の整備		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－5－（1）】		
施策の基本目標	研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。		
予算額	平成21年度予算額：4,306百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	矯正局
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	保安警備に関する訓練等を通じて，職員の職務執行力の向上を図る。		
指標1	管区機動警備隊 <sup>*2</sup> の訓練実施状況（訓練の実施回数，参加者数）	目標値等	前年度の実績を維持 （平成16年度：8回，296名） （平成17年度：7回，294名） （平成18年度：8回，296名） （平成19年度：7回，318名） （平成20年度：8回，327名）
指標2	訓練参加者に対するアンケート調査	目標値等	訓練を有意義とする回答を90%超

達成目標2			
取組内容	総合警備システム <sup>*3</sup> の整備の推進及び各種警備用機器の効果的な活用等を図る。		
指標1	総合警備システムの更新整備状況（総合警備システムの更新整備施設数）	目標値等	総合警備システムの確実な整備（刑事施設188施設中，21施設）
指標2	被収容者による他害行為等が発生し，職員が実力を行使した場合等の携帯用ビデオカメラによる録画	目標値等	録画できた事案の割合を90%超
参考指標	保安事故等につながる異常事態への対応時における機器の活用状況		

### 3. 基本的考え方

#### （1）課題・目的・必要性

近年の我が国における急激な国際化の進展，経済不況による失業増加，地域社会の連帯機能低下など，経済・社会構造の変革に伴って犯罪情勢にも大きな変化が生じている。刑事施設<sup>\*4</sup>においては，長期受刑者の増加，外国人受刑者，高齢受刑者の増加のほか，精神疾患を有する，いわゆる「処遇困難者」の増加なども顕著となっている。

他方，刑事施設には，国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として，厳重な保安警備力が要請される。上記の収容状況の中で，刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには，自殺・逃走・暴動等の重大な保安事故，対職員や被収容者相互の暴行・傷害事案を未然に防止することが必要である。また，天災事変や保安事故等の事案発生時には，適時適切な対応を行うことが不可欠である。こうした対応を確実なものとするためには，対応する職員の職務執行力の向上を図るとともに，各種警備用

機器の整備等の推進及びその効果的な活用を図る必要がある。

## (2) 施策の実施方法

矯正施設における天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態に迅速かつ適切に対処するため、各施設及び矯正管区にあつては、法務省防災業務計画<sup>\*5</sup>、法務省国民保護計画<sup>\*6</sup>を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）第4条及び第5条に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。これに基づき、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備応援その他の警備活動及び災害復旧活動に従事するため、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成している。その上で、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を当該施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させるとともに、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっているところである。

刑事施設での天災事変、保安事故等に適切に対応するためには、上記対応を迅速かつ的確に実施することが必要であり、各矯正管区において、管区機動警備隊を集合させて警備救援活動に関する訓練を行う。

また、刑事施設の規律秩序を維持するため、各種警備用機器として、総合警備システムとしての監視用カメラや警報・表示装置等のほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具等（警棒、拘束衣ほか）、防災用機器（テント、浄水器ほか）を更新整備する。さらに、これらの機器等については、例えば、総合警備システムを活用して異常事態の早期発見を実現するほか、保安上緊急の措置を要する事態が生じた場合、その状況を携帯用ビデオカメラで撮影して記録化し、より適正な措置等を実現するための検討資料とするなど、効果的な活用を図る。

## (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、適時適切な対応を行うことが不可欠である。こうした対応を確実なものとするためには、保安警備に関する訓練を通じ、対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。また、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要があることから、これらを達成目標とした。

達成目標1については、保安警備に関する訓練の状況に関し、管区機動警備隊集合訓練の実施回数及び参加者数を指標とし、前年度実績を維持することを目標とした。また、当該訓練の実効性を測定するため、訓練参加者に対するアンケート調査結果を指標とし、「有意義であった」との回答が、90パーセントを超えることを目標値として設定した。

達成目標2については、刑事施設全庁に整備している総合警備システムについて、更新整備計画<sup>\*7</sup>に基づき年度ごとに設定された更新整備施設数を指標・目標値とした。また、被収容者に対し実力を行使した場合等<sup>\*8</sup>に、対応状況の検証等のため、携帯用ビデオカメラを携行し、現場に急行した職員が、その時点からの当該事案の状況を録画することを指標とし、録画できた割合が90パーセントを超えることを目標値として設定した。さらに、保安事故等につながる異常事態への対応時における機器の活用状況を参考指標とした。

なお、携帯用ビデオカメラによる録画の目標値を100パーセントとすることは、事実上不可能な状況にある。これは、例えば、深夜における非常事態発生時等、対応可能職員が少人数となる際は、実力行使とその指揮に人員の配置を優先させる必要があり、カメラ撮影の要員を確保できない場合があるためである。また、このような場合でも、職員の頭部にカメラを固定させることにより、録画できない事態を防止する方法も考えられるが、確実に被写体を撮影するためには、職員がカメラを手に取り目で確認しながら行う必要があるため、現実的な方策とは言えない。このような事情から、被収容者に対し実力を行使した場合等の事案すべてを録画することは困難であるが、携帯用ビデオカメラのできるだけ効果的な活用を目指し、録画できた割合が90パーセントを超えることを目標値としたものである。

#### 4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第73条等

#### 5. 備考

---

##### ※1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する名称。

##### ※2 「管区機動警備隊」

施設における警備対策の一環として各矯正管区に置かれる組織のこと。逃走，暴動，災害等の非常事態の発生した施設に出動し，その施設の警備応援その他の警備活動及び災害復旧その他の救援等に従事することを任務とする。

##### ※3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀・工場・廊下・居室・保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム。

##### ※4 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所を総称する名称。

##### ※5 「法務省防災業務計画」

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条及び第37条に基づき，法務省における災害応急対策業務の実施体制，実施事項及び実施方法等を定めたもの。

##### ※6 「法務省国民保護計画」

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条に基づき，法務省の武力攻撃事態等における国民保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の実施体制，実施方法等を定めたもの。

##### ※7 「更新整備計画」

昭和53年から各刑事施設を対象とし，順次，更新整備しているもの。

昭和63年から第2期，平成9年から第3期，平成18年から第4期更新計画に更新整備している。

第4期初年度の平成18年は16庁，2年次の19年度は21庁，3年次の20年度は18庁，第4年次である本年度は21庁の更新整備を継続している。

##### ※8 「被収容者に対し実力を行使した場合等」

非常ベル警報装置が作動した場合，被収容者等による他害・自害行為等が発生した旨を認知した場合など，職員による実力行使が予想される事態が発生したときをいう。

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	更生保護活動の適切な実施		
評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－6－（1）】		
施策の基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。		
予算額	平成21年度予算額：11,099百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	保護局
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標 1	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
取組内容	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
指標 1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増 (平成17年：2,538人) (平成18年：3,054人) (平成19年：3,644人) (平成20年：3,664人)
指標 2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の变化	目標値等	プログラム受講者の問題性(評点 <sup>*1</sup> の平均)が低下すること
指標 3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減 (過去の実績については、別添のとおり)
指標 4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持 (平成16年度：310か所) (平成17年度：298か所) (平成18年度：332か所) (平成19年度：322か所) (平成20年度：292か所)
参考指標 1	性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数		
参考指標 2	協力雇用主の数		
参考指標 3	社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果		

### 達成目標 2

取組内容	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。		
指標 1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増 (平成16年度：74.9%) (平成17年度：75.1%) (平成18年度：75.7%) (平成19年度：74.6%) (平成20年度：75.0%)
指標 2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム <sup>*2</sup> (SST, 酒害・薬害教育等)の年	目標値等	対前年度増 (平成16年度：7,533人) (平成17年度：6,458人)

	問実施延べ人数	(平成18年度：7,885人)
		(平成19年度：7,927人)
		(平成20年度：7,954人)

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・目的・必要性

近年、保護観察対象者等の中で、複雑かつ深刻な問題性を抱え、又は就労が確保できない等のため、改善更生に困難を伴う者の割合が増加している。このような保護観察対象者等の再犯を防ぎ、改善更生を促進することは喫緊の課題であり、更生保護活動を通じ、こうした保護観察対象者等の改善更生を図ることが重要である。そのためには、個々の問題性に応じた専門的な処遇を実施することなどにより保護観察処遇を充実強化することが必要である。また、自力での改善更生が困難な保護観察対象者等については、更生保護施設をより積極的に活用することで、その自立更生を促進する施策を実施していく必要がある。

#### (2) 施策の実施方法

ア 保護観察対象者の犯罪的傾向の改善等に資するため、保護観察対象者のうち、覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては簡易薬物検出検査<sup>※3</sup>を、性犯罪保護観察対象者に対しては性犯罪者処遇プログラム<sup>※4</sup>を、全国の保護観察所において実施する。また、地域の経済団体、企業等の協力を得るなどして、保護観察対象者等に対する就労支援の必要性について理解を得ること等に努める。これにより、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する民間事業者である協力雇用主の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労を確保する。さらに、保護観察対象少年の人格的な成長を促し、規範意識を高めること等を図ることを目的とする清掃活動や福祉施設における介護活動等のボランティア等の社会参加活動を一層増進し、これらの取組により保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。

イ 更生保護施設に対する保護観察対象者等の保護の委託を増加させるとともに、保護観察所が、SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練) や酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの実施を更生保護施設に働き掛けるなどして、その積極的な活用を図る。

#### (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、保護観察処遇の充実強化を図ることが基本となることから、これを達成目標1とし、その達成度合いについては、上記(2)アの施策に係る4つの指標を設定して測定することとした。まず、覚せい剤事犯保護観察対象者が薬物使用を止めるためには、覚せい剤を使用していない結果を積み重ねさせることにより、断薬の努力についての達成感を与えることが重要であることなどから、簡易薬物検出検査の実施が有効と考えられる。そこで、指標として、「覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数」を設定した。また、性犯罪者処遇プログラムについては、同プログラム受講者が抱える問題性(性犯罪リスク要因)がどのように変化(低下)したかという指標を設定することによって、当該受講者の性犯罪に係る問題性の低下について把握することが重要であると考えられる。そこで、指標として、「性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化」を設定した。なお、前記「問題性」の評定に当たっては、性犯罪リスク要因に関する複数の評価項目を設定し、受講前後に係る各項目の問題性の程度を点数化(0点ないし2点)した上で、各項目を合計することとなる。

また、性犯罪者処遇プログラムについては、その参考指標として「受講者数及び受講者中の再犯者数」を設定した。

次に、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえ、指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定し、これを対前年減とすることを目標値



とするとともに、保護観察対象者等の就労の確保に大きな役割を果たしている「協力雇用主の数」を参考指標とした。

さらに、社会参加活動の一層の増進を図るためには、「社会参加活動の活動場所の確保」が必要となることから、これを指標として設定し、活動場所の数を維持することを達成目標とした。また、その参考指標として「社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査結果」を設定した。

イ 基本目標を実現するためには、頼るべき親族がない等の理由により自力での改善更生が困難な保護観察対象者等に対する措置を講ずる必要があるため、このような者を保護する「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する」ことを達成目標2とした。その達成には、全更生保護施設の年間の収容可能人員に応じた積極的な収容保護がなされるとともに、自立更生の促進に有効と考えられる専門的自立促進プログラムについても積極的に実施されることが必要と考えられる。そこで、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数」を設定した。

#### 4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 更生保護法（平成19年法律第88号）
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
  - Ⅲ－1－（1） 関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進  
「矯正施設、更生保護機関と職業安定機関の連携強化を図り、少年院在院者や保護観察中の少年等に対する就労支援や、協力雇用主の拡大を行う総合的就労支援策を推進する。」
- 犯罪から子どもを守るための対策（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議報告）
  - 第1章－第1節－3－（2） 犯罪防止・再犯防止  
「保護観察所においては、平成18年度から導入した性犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対する処遇プログラムの充実を図るなど、性犯罪者に対する保護観察を充実強化している。」
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
  - 第2－2－④ 刑務所出所者等の就労先の確保  
「地域全体で協力雇用主の拡大を推進する都道府県刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置・活用により、地域の経済団体等と連携して刑務所出所者等を雇用する企業を支援する仕組みを整備するなど、製造業や商業に加え、農業等も含めた幅広い産業分野における就労先の確保と円滑な雇用を促進する。」
  - 第2－2－⑧ 保護観察における処遇の充実強化  
「処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。」

#### 5. 備考

---

※1 「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方，再び性犯罪をしないための動機付けや具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり，問題性が大きいほど高得点となる。

※2 「専門的自立促進プログラム」

入所者の問題性に応じ，対人関係の改善を目的とする認知行動療法の一つである「SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）」や，薬物・アルコールの知識を付与し，薬物等に依存しない生活を築かせる「酒害・薬害教育」などの処遇プログラムを実施するものである。

※3 「覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査」

保護観察所において，覚せい剤事犯保護観察対象者に対して，定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた検査を実施することにより，当該保護観察対象者の断薬努力の達成感を与え，もって，断薬意思の強化及び持続を図るものである。

※4 「性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム」

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し，保護観察官との個別又は集団面接方法により，認知行動療法（問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ，行動面における問題，情緒面における問題に気付かせ，これを修正させることによって，問題行動自体を変容，改善させようとする心理療法）の理論を基礎とした処遇プログラムを実施することにより，当該仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に，性犯罪に結び付く要因を認識させ，再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施するものである。

## ○保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数

(目標値：対前年減)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全体	23.2% 11,488人	22.3% 10,532人	21.4% 9,622人	20.0% 8,561人	19.8% 8,104人
保護観察処分少年	14.2% 3,355人	12.9% 2,787人	12.6% 2,551人	11.0% 2,055人	10.6% 1,862人
少年院仮退院者	24.1% 1,346人	23.3% 1,230人	22.7% 1,102人	18.7% 830人	20.3% 803人
仮釈放者	31.3% 4,859人	29.3% 4,575人	27.5% 4,171人	26.5% 4,011人	26.3% 3,936人
保護観察付執行猶予者	39.9% 1,928人	40.6% 1,940人	38.6% 1,798人	37.6% 1,665人	34.5% 1,503人

(保護局調査による。)

(注1) 本表は、定収入のある者、学生・生徒、家事従事者を除く無職者について集計した。

(注2) 表中上段は無職者の割合、下段は無職者数を示す。

(注3) 保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
評価対象 施策名等	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
施策の基本目標	【政策体系上の位置付け：Ⅱ-7-(1)】 破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。	
予算額	平成21年度予算額：2,577百万円	
評価実施時期	平成22年8月	所管部局 公安調査庁
評価方式	総合評価方式	

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

オウム真理教（以下「教団」という。）は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響下にあり、現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持し、教団に対しては、多くの国民が今なお不安感を抱いている。

また、国際テロや北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、我が国の公共の安全を確保するためには、政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。

#### (2) 目的・目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、教団に対する国民の不安感を解消・緩和するとともに、公共の安全の確保を図ることを目的とする。

#### (3) 具体的内容

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第5条に基づく教団に対する観察処分<sup>\*1</sup>を厳正に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては、迅速かつ適切に対応する。さらに、地域住民を対象とした意見交換会を開催し、住民からの要望や相談等に応じることなどにより、地域住民の不安感の解消・緩和に努める。

イ 公安調査庁は、内閣情報会議、合同情報会議及びその他政府の重要案件に関する会議の構成員として情報貢献が求められている。加えて、「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）では、公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」とされている。また、「カウンターインテリジェンス<sup>\*2</sup>機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づく各種施策の平成20年4月からの段階的な実施に伴い、カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

さらに、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）では、テロ、カウンターインテリジェンス、大量破壊兵器拡散、北朝鮮による拉致容疑事案に関する情報収集・分析機能の強化に加え、サイバーテロ

・サイバーインテリジェンス<sup>\*3</sup>についても、攻撃主体・方法などに関する情報収集・分析を継続的に実施することが求められている。

そこで、破壊活動防止法第27条並びに団体規制法第7条及び第29条に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程において、より確度の高い情報を入手するため、情報ニーズを適切に把握した上で、

- ・情報収集及び分析・評価能力の向上
- ・情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応
- ・外国関係機関等との連携強化

等を行う。また、上記調査の過程で得られる情報については、「内外情勢の回顧と展望」を始めとする各種作成資料を、必要に応じて適時・適切に官邸を始め関係機関に提供するほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民に情報提供する。

### 3. 評価手法等

- (1) 教団に対する観察処分を厳正に実施することができたかどうかについては、立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いを検証する。さらに、関係地方公共団体に対する情報提供件数、地域住民との意見交換会の開催状況（実施回数、参加者数）をも加味して、総合的な分析を行う。
- (2) 破壊活動防止法第27条並びに団体規制法第5条、第7条及び第29条に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて適時・適切に政府・関係機関及び国民に対し提供することができたかどうかについては、情報の提供状況（情報提供の正確性、適時性、迅速性）及びホームページへのアクセス件数を検証する。また、より確度の高い情報の入手を目的とした、情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の状況について検証するため、職員の分析・評価能力向上を目的とする研修への参加者に対するアンケート結果を分析する。さらに、カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果を分析する。

以上により、本政策をめぐる問題点を分析・把握し、今後の本政策の方向性について検討する。

### 4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条
- 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条
- テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）  
第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）  
「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」
- カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）  
「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」
- 第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）

- 「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」
- 官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）
    - 2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化
 

「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」
  - 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）
    - 第6 テロの脅威等への対処
      - 4－① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化
      - 4－② カウンターインテリジェンス機能の強化
      - 6－① サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化
      - 7－① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等
      - 8－② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化

## 5. 備考

---

### ※1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分である。「観察処分」の内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、同法第7条第2項）である。観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長に対して提供することができる旨同法第32条に規定されている。

### ※2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動をいう。

### ※3 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動をいう。

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	人権の擁護		
評価対象	人権の擁護		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)】		
施策の基本目標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
予算額	平成21年度予算額：3,582百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	人権擁護局
評価方式	総合評価方式		

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このような現状において、人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会の実現がより一層求められている。

#### (2) 目的・目標

本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。上記のような状況を踏まえると、すべての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の心に訴える人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、人権侵害事案が発生した場合は、その内容を把握・認知できるよういつでも気軽に相談できる体制を整えるとともに、人権侵害が認められる場合は迅速的確に救済措置を講ずることができる調査救済体制を整えておく必要がある。

#### (3) 具体的内容

##### ア 人権啓発の更なる推進

市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図るため、平成21年度は岐阜市と仙台市において、人権啓発フェスティバルを開催するほか、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するため、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を高松市と那覇市で開催することなどを予定している。

また、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、平成21年度は第29回全国中学生人権作文コンテストを実施する予定である。

さらに、国際連合において、昭和23年12月10日に世界人権宣言が採択されたのを記念し、法務省では、翌年の昭和24年から、毎年、12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を展開している。平成21年度においても、「人権週間」に合わせて、同宣言の意義と重要性をあらゆる年齢層に一斉に周知し、更なる人権尊重思想の普及高揚を図るため、シンポジウムの開催やポスター・リーフレットを掲示・配布するなどの各種の人権啓発活動を総合的・一体的に実施する。

## イ 人権相談・調査救済体制の整備

様々な人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整える。

特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、  
(ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置  
(イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国の小・中学生への配布  
(ウ) 高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設  
等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努める。その結果、人権侵害が認められる場合は、迅速的確に救済措置を講ずる。

## 3. 評価手法等

啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の参加状況及び啓発活動参加者に対するアンケート（参加者の属性、認知のきっかけ、満足度、人権に関する関心や理解の深まり度合いなども含む）等の情報を収集し、これらの分析を行う。

また、厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」などを活用して、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件（とりわけ、潜在化しやすい子ども、高齢者及び障害のある人等に対する人権侵犯事件）及び人権相談の内容・件数との比較検討を行う。これにより、法務局等の人権相談・調査救済の取組の方向性について検証する。

さらに、内閣府の「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」を活用し、人権課題（子ども、高齢者、障害のある人、女性など）ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行う。

これらにより、本施策の問題点等を把握し、その要因を分析・評価する。

## 4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第4条
  - 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
- Ⅲ－1－（2） 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

## 5. 備考



## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
評価対象	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅳ-11-(1)】		
施策の基本目標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
予算額	平成21年度予算額：1,938百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	大臣官房訟務部門
評価方式	総合評価方式		

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は，全体として相当の迅速化が図られてきているが，医薬品・公衆衛生関係訴訟や公害・騒音訴訟等のように，訴訟が大型化・広域化，複雑化，専門化しているなどの理由から，依然として長期間を要しているものも少なくない状況にある。

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは，国の正当な利益を擁護するとともに，国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り，法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

また，審理期間の長期化は，訴訟当事者及びそれと同様の立場にある国民にとって，経済的，精神的負担となることから，裁判が迅速に行われることは重要な課題である。

#### (2) 目的・目標

訟務組織は，裁判の迅速化に関する法律第2条1項及び第3条の趣旨に従い，国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与することを目指している。訴訟の大型化，複雑化，専門化等が生じる状況下で，適正・迅速な訴訟追行を実現するためには，

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

イ 法律意見照会制度<sup>\*1</sup>の積極的利用の促進

を図る必要がある。

#### (3) 具体的内容

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

(ア) 準備書面作成支援システム<sup>\*2</sup>の充実

準備書面作成支援システムに関する訟務担当者からの意見・要望を収集し，事務の効率化に資するためのシステム改良を引き続き実施する。

(イ) モバイルパソコン等の活用

広範囲の分野にわたる法律知識や高度な専門的知識を要するなどの複雑・難解な訴訟に対応するため，従来の文書による主張・立証に加え，モバイルパソコンを活用したプレゼンテーションを行って，国の主張・立証をより明確にする必要がある。そこで，モバイルパソコン等の必要な機器の活用を図る。

(ウ) テレビ会議装置の導入

訴訟の大型化・広域化により同種訴訟が全国で提起されており，訟務組織として統一かつ一元的に訴訟を追行するためには，訴訟を担当する本省及び複数の管区法務局間において情報の交換，協議等が不可欠である。そこで，協議等の招集のために時間を要し，迅速な事務処理の妨げとなることから，本省及び管区法務局を映像と音声で結ぶテレビ会議装置を導入し，効率的に適正かつ迅速な訴訟追行を図る。

(エ) 訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施

各種研修・打合せ会において，裁判の迅速化に対応するための方策や，施行後4年が経過した改正行政事件訴訟法により適正・迅速に対応するための事務処理体制の充実・強化方策等について，検討・協議を進める。そして，その結果を業務に反

映させ、かつ実践を徹底するなどして、審理計画に基づく訴訟追行の進行管理と期限の遵守の徹底を図る。

#### イ 法律意見照会制度の積極的利用の促進

##### (ア) 法律意見照会制度の周知

法律意見照会制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与するためには、行政機関による積極的な制度の利用が不可欠である。そこで、行政機関との各種会議・打合せの際に、同制度の目的や利用方法等の説明を行うことで、より一層、同制度の理解を深め、行政機関による積極的な利用促進を図る。

##### (イ) 法律意見照会事件の処理態勢の整備

法律意見照会制度の利用促進が図られることに伴い、行政機関からの照会に対し、適正・迅速に回答することが不可欠である。そこで、処理態勢の充実強化として、平成21年度において、訟務担当者向けの事例集を追刊し、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門に配付することにより、訟務担当者の自己研さんの機会を提供し、また、事例集を利用した研修・打合せ会の開催を促す。

### 3. 評価手法等

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、

- (1) 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況
- (2) モバイルパソコン等の活用状況
- (3) テレビ会議装置の導入状況
- (4) 訴訟担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数
- (5) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況及び法律意見照会事件数
- (6) 法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況

を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析する。

また、分析の結果により、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価する。

### 4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号
- 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第3条
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

### 5. 備考

---

#### ※1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり、助言などを行う制度。訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものである。

#### ※2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、判例・文献のCD-ROMを組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面作成の効率化・迅速化を図るものである。

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	出入国の公正な管理	
評価対象	出入国の公正な管理	
施策名等	【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】	
施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。	
予算額	平成21年度予算額：12,653百万円	
評価実施時期	平成24年度（平成21年度は中間報告）	所管部局 入国管理局
評価方式	総合評価方式	

### 2. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

ア 不法滞在者5年半減計画<sup>\*1</sup>により、水際対策や摘発強化を推進してきた結果、不法残留者数<sup>\*2</sup>はほぼ半減した。他方で、国際化の進展に伴い我が国に入国し、定着する外国人は年々増加し、我が国に在留する外国人の構成が大きく変化し、外国人の在留状況の正確な把握が困難になりつつある。これに伴って、教育、福祉等の行政サービスが在留外国人に適正に提供されない、不法滞在者、不法就労者への対策が不十分となる等の問題も生じている。このため、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービスを享受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められている。

このような問題を解消し、不法滞在者・偽装滞在者<sup>\*3</sup>を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設を始めとする施策を講じていく必要がある。

イ 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を推進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

#### (2) 目的・目標

ア 不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会の実現に向けた施策を強力に推進するとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度に係る法令の整備を進める。さらに、厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発等の取組についても着実に実施することにより、安全かつ安心な社会の実現に寄与する。

イ 空港での審査に要する待ち時間を20分以下に短縮することを目標とし、審査待ち時間短縮に向けた取組を実施することにより、我が国を訪れる外国人の円滑な入国の環境を整備し、国際協調と国際交流を推進する。

#### (3) 具体的内容

ア 不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

(ア) 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備

法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を、正確かつ継続的に把握する制度の構築に向けた関係法令を整備し、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するための施策を講ずる。

具体的には、次のような制度を構築する。

- ・ 在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人に対し、「在留カード」を交付し、不法滞在者は有効な在留カードを持ち得ないこととすることにより、両者の違いを明確化
- ・ 外国人から、在留期間の途中において、氏名・生年月日・性別・国籍といった基本的な身分事項のほか、住居地、その他その在留資格に応じて留・就学先、研修先等の所属機関等、所定の事項に変更があった場合、それらの法務大臣（住居地については市区町村を經由）への届出を義務付けることにより、外国人の在留情報の正確性を向上
- ・ 法務大臣は、外国人の留・就学先、研修先等の所属機関から当該外国人に関する情報の提供を受け、外国人が法務大臣に届け出た情報と照合するなどして、外国人の在留情報の正確性を担保
- ・ 新たな在留管理制度の導入を前提として、在留期間の上限を伸長するほか、出国後1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度を導入するなど、適法に在留する外国人の利便性を向上 など

(イ) その他の施策

安全かつ安心な社会の構築のため、次のような取組を行う。

- ・ 外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム（APIS）<sup>※4</sup>等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入国審査を実施
- ・ 在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止
- ・ 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、不法滞在者の摘発を強化 など

イ 円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。

- ・ 事前旅客情報システム（APIS）の運用
- ・ セカンダリ審査（二次的審査）<sup>※5</sup>の実施
- ・ 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・ 外国人用に審査待ち時間を表示
- ・ 地方自治体からの研修員の受入れ
- ・ 出入国カードの多言語化

### 3. 評価手法等

(1) 新たな在留管理制度の創設は、公正な在留管理を行うことにより、不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに共生社会を実現するためのものである。そこで本件総合評価においては、以下のとおり評価等を行う。

ア 新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の施行後に、その運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価する。平成21年度においては、当該法令の立法作業の状況の説明を中心とする。

イ その他の施策については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、現在我が国に存在する不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況、入国管理局における取

- 組の実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。
- (2) 円滑な出入国審査の実施による国際交流の増進については、各年における新規入国者数などの外部要因を踏まえつつ、審査待ち時間20分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的な分析を行う。

#### 4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）  
第3-2-① 新たな在留管理制度の創設  
「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・(以下略)」
- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）  
第2章-1 成長戦略の推進  
「国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改善（(中略) 空港審査待ち時間の短縮等）(以下略)」

#### 5. 備考

---

##### ※1 「不法滞在者5年半減計画」

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、平成16年から平成20年までの5年間での不法滞在者の半減を目標として策定された計画。

##### ※2 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。平成16年1月当時約22万人であった不法残留者は平成21年1月現在約11.3万人となり、5年間で48.5パーセントの削減を実現した。なお、不法滞在者数は不法残留者数に不法入国者数（推定値）を加えたものとなる。

##### ※3 「偽装滞在者」

偽装婚、偽装留学など身分・活動目的を偽り正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者。

##### ※4 「事前旅客情報システム（APIS）」

航空機が我が国の空港に到着するまでの間に、航空会社から乗客等の身分事項等の事前提出を受け、迅速かつ厳格な入国審査の実施を実現するもの。

##### ※5 「セカンダリ審査（二次的審査）」

入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにするもの。

## 平成21年度事後評価の実施に関する計画

### 1. 政策名等

政策名	法務行政における国際化対応・国際協力		
評価対象	法務行政における国際協力の推進		
施策名等	【政策体系上の位置付け：VI-13-(2)】		
施策の基本目標	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。		
予算額	平成21年度予算額：184百万円		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	実績評価方式		

### 2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標 1			
取組内容	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。		
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上

達成目標 2			
取組内容	国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。		
指標 1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)

達成目標 3			
取組内容	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。		
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上

達成目標 4			
取組内容		法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。	
指標	1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 5			
取組内容		法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。	
指標	1	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 6			
取組内容		法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。	
指標	1	会議の開催回数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	会議への参加人数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・目的・必要性

アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れが円滑な市場経済化を阻害している国が多く見られる。これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズは、ますます高まっている。

このような中、政府の「海外経済協力会議」(平成20年1月30日開催)において、法制度整備支援<sup>\*</sup>については、同会議が司令塔機能を担い、政府一体となった支援を図ることが合意された。その後、平成21年4月、同会議の下で、重点を置くべき支援対象国や分野等を定めた「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。また、先に我が国が議長を務めた「G8司法・内務大臣会議」(平成20年6月11日～13日開催)において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対する支援(キャパシティ・ビルディング支援)の供与が重要であるとの認識が共有された。その上で、同会議では、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、総括宣言において、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野での技術協力の取組の重要性についても強い確信が示されるなど、国際協力に関する国内外での注目度が高まりを見せている。

協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配による「良い統治」を確立させ

ることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、円滑な経済活動の促進等の観点から我が国の国益にも合致する。法務省としても、国際連合に協力して行う刑事司法関係者に対する研修等や、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援などを通じて、これらの国々に対して国際協力を積極的に推進していく必要がある。

## (2) 施策の実施方法

法務総合研究所国際連合研修協力部が国際連合と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジ研」）において、刑事司法に関し、主にアジア諸国の実務家を対象とした国際研修・セミナーを実施する。さらに、我が国からの国際会議への参加により、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与する。

また、同所国際協力部において、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に立法や人材育成に関する知識及び手法を習得させることを目的とした国際研修の実施、諸外国の法制等の調査研究の実施、長期・短期専門家の派遣、関係機関との連携強化のために法制度整備支援関係者等が一堂に会する国際専門家会議の開催等の手法を用い、アジア諸国を中心に、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法制度整備支援を行う。

## (3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標の達成状況を測るため、次の達成目標・指標により評価を実施する。

ア 達成目標1について、諸外国における刑事司法に関する実務家等に実務運用等に資するための知識及び手法を習得させるためには、国際研修・セミナーを開催することが必要である。そこで、国際研修・セミナーの実施件数、参加人数を指標とし、更に内容的な質を確保・確認するため、研修員の満足度も指標とした。

イ 達成目標2について、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与するためには、これらに関連する国際会議への参加が不可欠である。そこで、国際会議への参加回数、参加人数を指標とした。

ウ 達成目標3について、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させるためには、国際研修を開催することが必要である。そこで、国際研修の実施件数、参加人数を指標とし、更に内容的な質を確保・確認するため、研修員の満足度も指標とした。

エ 達成目標4について、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することは、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するものであり、その必要性が高い。そこで、諸外国の法制等に関する調査のための調査職員の派遣件数、研究員の招へい人数を指標とした。

オ 達成目標5について、支援対象国において直接活動することは、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動が可能となる。そこで、専門家の派遣依頼件数に係る対応率、派遣依頼人数に係る対応率を指標とした。

カ 達成目標6について、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者の連携・協力関係を醸成することが不可欠である。そこで、関係者を集めた国際専門家会議の開催回数、参加人数を指標とした。

## 4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）

「法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。」

- 法制度整備支援に関する基本方針（平成21年4月22日第21回海外経済協力会議）

「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものである



とともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（１）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（２）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（３）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。」

○ G 8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG 8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」

○ キャパシティ・ビルディング支援に関するG 8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性にかんがみ、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」

## 5. 備考

---

### ※「法制度整備支援」

開発途上国や市場経済への移行を進める旧共産圏の国などに対して、それらの国々が進める法律の起草や法律家の育成などの法制度の整備を支援すること。

【達成目標 1 関係】

○刑事司法関係者に対する国際研修・セミナーの実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 実施件数	9	9	9	9	9
2 参加人数	168	178	187	168	162

【達成目標 2 関係】

○国際会議への参加回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 参加回数	1	1	1	3	3
2 参加人数	2	2	2	5	4

【達成目標 3 関係】

○法制度整備支援活動の一環として行う国際研修の実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 実施件数	8	10	10	7	11
2 参加人数	97	95	75	72	114

【達成目標 4 関係】

○調査職員の派遣件数及び研究員の招へい人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 派遣件数	1	1	2	4	3
2 招へい人数	5	8	9	9	8

【達成目標 5 関係】

○専門家派遣依頼の対応率

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 派遣依頼件数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%
依頼件数	8	10	11	9	4
派遣件数	8	10	11	9	4
2 派遣依頼人数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%
依頼人数	8	10	11	9	3
派遣人数	8	10	11	9	3

※1 依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。

※2 依頼人数、派遣人数は、延べ人数である。

【達成目標 6 関係】

○国際専門家会議の開催回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 開催回数	1	1	1	1	1
2 参加人数	102	84	100	105	121

## 平成21年度成果重視事業実施計画

### 1. 事業名及び関連政策

#### (1) 事業名等

事業名	登記情報システム再構築事業
評価実施時期	平成24年度（平成21年度は中間報告）
所管部局	民事局
評価方式	実績評価方式

#### (2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】
上記施策の 基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。
予算額	平成21年度予算額：38,007百万円

### 2. 課題・目的・必要性

現在の登記情報システムはメインフレームを中核とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず、新たな情報処理技術の活用も困難である。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る必要がある。

また、登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に出向くことなく自宅等から登記申請及び登記事項証明書等送付請求が可能となるオンライン申請システムを導入することにより、インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し、国民の負担軽減、利便性の向上を図る。

なお、本事業のうち、平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了している。また、平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能としている。

### 3. 目標の内容等

#### (1) 達成目標

登記情報システムの運用経費を削減する。

##### 【事業実施期間】

平成18年度から平成22年度

##### 【目標値等】

平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。

年 度	平成15年度 (基準年度)	平成23年度 (達成年度)
運 用 経 費	約366億円	
目標値(削減額)		約130億円

○平成15年度と比較する理由

本事業は、平成18年度から成果重視事業として進められているが、登記情報シス

テムの最適化計画を策定するに当たり、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度を基準として、効果の算出を行ったためである。

## (2) 目標設定の考え方

「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）決定、平成19年11月7日情報化推進会議改定）に従って、平成22年度末までによりコストパフォーマンスの高い新たなシステムに切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。

## (3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

### 【判定方法】

平成22年度末までに新たなシステムへの移行が完了することから、平成23年度における登記情報システムの運用経費が、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減されれば達成とする。

本事業は、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき実施されており、平成21年度及び平成22年度においては、全国の登記所数に対する新たなシステムへの切替登記所数の割合について、各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割合）より判定する。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約30%	約60%	100%
実 績	9%		

※平成19年度までは開発期間中であるため、目標値等は設定していない。

### 【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

## (4) 手段と目標の因果関係

現在の登記情報システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。

## 4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- IT政策パッケージ2005（平成17年2月24日 IT戦略本部決定）

### 1-（1）電子政府の推進

「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」

## 5. 備考

## 平成21年度成果重視事業実施計画

### 1. 事業名及び関連政策

#### (1) 事業名等

事業名	地図管理業務・システムの最適化事業
評価実施時期	平成23年度（平成21年度は中間報告）
所管部局	民事局
評価方式	実績評価方式

#### (2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－（1）】
上記施策の 基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。
予算額	平成21年度予算額：14,408百万円

### 2. 課題・目的・必要性

従来の地図管理システムは、紙による地図の管理業務を前提としたものであり、数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。このため、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定され、また、当該不動産の管轄登記所では地図等の証明書を取得できないなど、国民の利便性の点で課題がある。

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。

### 3. 目標の内容等

#### 【達成目標1】

#### (1) 達成目標

平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。

#### 【目標期間】

平成18年度から平成22年度

#### 【目標値等】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合を100%とする。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約15%	約35%	約60%	約80%	100%
実績	約16%	約36%	約63%		

#### (2) 目標設定の考え方

従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムの全国展開により、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考え

から、上記達成目標を設定し、その達成度合いについては、「全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合」で測ることとした。

### (3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

#### 【判定方法】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合について、上記のとおり各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割合）により判定する。

#### 【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

### (4) 手段と目標の因果関係

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。そこで、地図情報システムを導入するためのデータの作成・移行作業を実施し、平成22年度末までに、全国の登記所に対してシステムの導入を完了することとした。

#### 【達成目標2】

##### (1) 達成目標

地図情報システムの運用経費を年間約3億円程度削減する。

※ 「年間約3億円程度」とは、平成18年度から平成21年度までの削減額の平均値である。

#### 【目標期間】

平成18年度から平成21年度まで

#### 【目標値等】

「地図管理業務の業務・システム最適化計画」（平成17年10月20日法務省情報化統括責任者（CIO）決定）に基づき、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約3億円削減する。

年 度	平成17年度 (基準年度)	平成18年度～21年度 の平均(目標期間)
運 用 経 費	約15億円	約12億円
目標値(削減額)	—	約3億円

##### (2) 目標設定の考え方

本事業については、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープンな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国1か所に集中させること等により、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標を設定した。

### (3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

#### 【判定方法】

平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均が、平成17年度と同経費と比較して、年間約3億円削減されれば達成とし、その達成度合いは、当該目標値に対する削減額の割合により判定する。

**【基準】**

ランク	削減額の割合	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

**(4) 手段と目標の因果関係**

従来の地図管理システムから地図情報システムへ移行することにより、オープンな技術が活用されるとともに、地図情報センターが全国1か所に集中されることになり、運用経費の削減が図られる。

**4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）**

○ IT政策パッケージ2005（平成17年2月24日IT戦略本部決定）

1－（1）電子政府の推進

「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」

**5. 備考**

# 平成21年度成果重視事業実施計画

## 1. 事業名及び関連政策

### (1) 事業名等

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
評価実施時期	平成25年度（平成21年度は中間報告）
所管部局	入国管理局
評価方式	実績評価方式

### (2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	出入国の公正な管理
施策名等	出入国の公正な管理 【政策体系上の位置付け：V-12-（1）】
上記施策の基本目標	不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。
予算額	平成21年度予算額：9,862百万円

## 2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

## 3. 目標の内容等

### (1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

#### 【目標期間】

平成18年度から平成23年度

#### 【目標値等】

達成年度	平成24年度
目標値（増加額の上限）	44.6億円
参考（達成年度までの削減額）	35.8億円

### (2) 目標設定の考え方

本事業は、出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム<sup>\*1</sup>からオープンシステム<sup>\*2</sup>へ刷新するとともに、外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスを活用した出入国審査体制を構築するなど、業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステム等の新規導入に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

（※）目標値は、以下のとおり算出した。



レガシーシステムの刷新に伴い、平成22年度以降において年間約35.8億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立等を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成24年度以降新たに年間約80.4億円が必要となる。そこで、両者の差額である44.6億円を、「システム運用経費全体の増加額」の上限として目標値に設定した。

### （3）目標の達成度合いの判定方法・基準

#### 【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画<sup>※3</sup>」が完了する平成24年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成20年度から平成23年度においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。

#### 【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

### （4）手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

## 4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）  
「2010年までに外国人訪問者を1,000万人にする目標の達成を図ります。」
- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）  
第5章－3 良好な治安と災害に強い社会の実現等  
「・・・テロ等への対策、（中略）迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図る（以下略）」

## 5. 備考

---

※1 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

※2 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が容易となるメリットがある。

※3 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、新たな在留管理制度の見直しに係る検討が進められていることなどの諸事情にかんがみ、平成19年8月31日に改定されたもの。最適化の基本理念として、外国人の円滑な受入れ（円滑化）と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としている。

業務・システムの最適化を進めるに当たり、「外国人受入政策の立案及び制度設計（Plan）」、「政策及び制度の具体的な実施（Do）」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（Check）」及び「外国人受入政策の見直し（Act）」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築することを基本理念としている。

また、出入国管理行政の円滑化・厳格化といういわば相反する二つの課題に同時に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを目的として本最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びITの導入により費用対効果の向上等を最適化の基本理念としている。最適化工程表については、<http://www.moj.go.jp/KANBOU/JOHOKA/SAITEKIKAKOBETSU/ko-20.pdf>を参照。